

## 日吉津村自治基本条例推進委員会（第2回）議事録

日時：10月30日（金）

午後7時30分～9時20分

場所：役場第3会議室

出席者 長谷川委員、真砂委員、松本委員、福谷委員、立脇委員、井藤委員、  
田中委員、松岡委員、山崎委員、山路委員、河中委員

欠席 川原委員

**事務局** 高田課長、福井主査、鬼束主事、門脇主事

### 資料

資料1 総合計画の概要

【別添冊子1】第5次日吉津村総合計画

【別添冊子2】実施計画（平成21年度～22年度）

資料2 自治基本条例進ちょく状況について

### 開会

- ・今日は事務局から4名出席。一緒に勉強するという出でている。
- ・活動の様子をPRしていきたいのでビデオ、写真を資料として取らせていただきたい。ビデオは3チャンネルで流す。音声は流さないで発言内容と発言者は特定されない。

### 会長あいさつ

- ・この委員会もスタートしてから月に1回のペースで開いている。先月は研修会ということで参加いただいた。今日は推進委員会の第2回になる。

### 協議事項等

#### 説明

（1）日吉津村総合計画について

（会長）

- ・今日は「総合計画について」、「基本条例の進ちょく状況について」、「議会傍聴について」の説明を受ける。

（事務局）

- ・総合計画と実施計画について説明（資料1）
- ・総合計画

性格・・・地方自治法第2条第4項の規定に基づき、2010年（平成22年）までの長期展望に立って日吉津村における村勢振興の方向を明らかにするとともに、計画の実現を目指して、村民の生活や福祉、教育、産業等の現状と課題を明確にするもの

である。

役割・・・村の将来の進行発展を展望し、長期にわたる村づくり全般の根幹となり、また各分野の計画や施策の基本となるなど。

構成・・・この計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成。

- ・実施計画・・・実施計画は基本計画で明らかにされた施策を行財政の中において実施するための年次計画であり、3カ年のローリング方式により毎年度改定する。

計画は大きく「実施計画」「実施状況」「施策評価」に分けられ、「実施計画」では、目的、到達目標、具体的な事業、予算などが組み込まれている。また「実施状況」では具体的な施策の状況、成果、課題等が盛り込まれ、「施策評価」では担当、課長会で検討した庁内評価と、審議会委員から評価・意見をいただく外部評価を載せている。庁内評価、外部評価共に村民へ公表している。

- ・総合振興計画審議会

日吉津村総合振興計画審議会条例

(1) 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置

・・・普通地方公共団体は条例の定めにより審議会等を置くことができる。

(2) 所掌事務・・・村長の諮問に応じ、総合計画の策定、その他必要な調査・研究・審議を行う。

(会長)

・総合計画について質問があれば受ける。実施計画については初めての方も多いのでは。

(委員)

・実施計画はどこかに出ているか。

(事務局)

・ホームページに掲載、また中央公民館と役場地域振興課の窓口に掲載用として出している。

・公表はしているが、村民との共有とはなっていないので、そのことをもう少し伝えられたらいいと思う。

(委員)

・事務局が把握している中で、この総合計画の運用で一番問題になっているのは、どういうことか。

(事務局)

・昔は「計画を作って終わり」の状態が多かったが、18年度に評価を入れて

から自分の仕事の認識が少しずつ出てきたように思う。しかし実際の事務に追われることが多く、評価を集めるのに時間がかかるという課題がある。また事務改善に活かしきれていない。

(委員)

・計画を作ることに終始してしまうのが一番怖い。

(事務局)

・実施計画を作ったことによって、評価もあるし、自分で工夫すると言う点では 18 年度以降よくなってきている。議員からも実施計画を作ったことに対して評価をもらっている。ただ、これだけが仕事ではない。この中に載ってきていないことも予算的にはある。

(会長)

・職員が頑張っている。しかし残念ながらホームページに載せてあると言いながら、村民がそのことをどれだけ知っていて、どのくらいの率で見ているか。きわめて低いだろう。

・協働と参画の観点からも村民の半分が見ていたら(状況が)違うと思う。

(委員)

・アクセスカウントはとれるようになっているのか。アクセス数はどのくらいか。

(事務局)

・ホームページのトップページのカウントは取れるが、中は取れない。

(委員)

・それではここをどのくらい見ているかはわからないということか。

(事務局)

・一度見ると、カウント 1 として、その後何回見てもカウントされない。

(委員)

・審議会は村長の諮問に答えるということがあったが、どの程度諮問案件をとっているのか。

(事務局)

・基本的には、(総合計画の)諮問が大きなところ。その後は諮問というより、実施計画を作るための、意見を聞くというのが、主なもの。

・第 6 次総合計画のときには第 6 次総合計画について諮問し、審議会の提言を受け、議会の議決を得るようになる。

(会長)

・今後の実施計画と課題をぱっと見る限りでは殆ど数値化されていない。ソフト事業に関しては難しい部分があると思うが、その辺りを数値化する方法、ある程度数字をあげていくようなシステムは今後考えられるか。それとも難しいか。

(事務局)

- ・行革の中で、予算のあり方を変えていくよう検討中。予算を作る段階で予算を実施計画と連動していきながら両方がタイアップしていくことで数値化ということも考えていければと思っている。
- ・課長会でも予算事務の再構築、行政評価が必要ということで、県がやっているような、予算の査定段階での公表なども将来的にやっていかなければいけないと行革で話しが出ている。

(会長)

- ・予算と総合計画と整合させていくという話し。極めて厳しい話し。

(事務局)

- ・すぐには難しいと思うが、まず予算のほうからそういうことも考えていかないといけないということは言っている。

(委員)

- ・私たち素人からみると、数字で表してあると何パーセント達成できたとか分かるが、これを読んでみても抽象的で、具体的なところがかけていて分かりにくいところがあった。数値化されると「目標に対して何パーセントだから(評価が)Cになる」など分かりやすい。
- ・基本的なことだが、GUTS 日吉津っ子というのは良く聞くと、GUTS は何の頭文字だったか。

(事務局)

- ・G：がんばる、U：ゆったり育つ、T：たくましい、S：すこやか。

(委員)

- ・委員の皆さんが知らないということは、村民は全く知らないということ。

(委員)

- ・これは前教育長の時に決められたが、今の教育長もこれに従っているのか。

(事務局)

- ・村の事業なので、そのとおり。

(委員)

- ・この前、海岸で若い子と話した時「日吉津っ子じゃないけど、箕蚊屋っ子だ」と話してくれた。日吉津っ子は聞くと、GUTS は知らなかった。

(委員)

- ・この評価は内部評価だけか。

(事務局)

- ・庁内評価というのが内部評価で、外部評価というのが審議会委員の評価。

(委員)

- ・外部といっても村内。村外から見た評価も気になる。

(事務局)

- ・外部評価の委員ということになると、行政評価というところで全体のとい

う話になる。

(委員)

- ・これを見ると問題ないようだが、外部から色々聞こえてくる。外部からの見た眼があったらと思う。子ども教育というのは難しい。その場その場で評価して長い眼で見ていない。将来的な長い目で見て欲しい。(例えば、スポ少などでも勝つことだけに集中している。コーチが優勝することにだけ力を入れている。)

(事務局)

- ・自治基本条例の進ちょく状況について説明。(資料2)
- ・現在の行政の動きについて。条例第2条に用語の意味が載っている。村民を村づくりの主役と位置づけていることから実行委員等の一般募集の際の応募資格を「村民」にするのか「住民」にするのか十分な検討を行うようにしている。広報、ホームページ、ケーブルテレビ、防災無線も同様。
- ・120周年記念のモニュメント、合唱団の募集は広く村民に対して行った。
- ・各条例の条文に使用されている用語も現在精査中。「住民」「村民」を含む例規は83件。3月議会で条例改正の予定。
- ・情報の共有、公開(第6条、第24条、第25条)について。情報を分かりやすく、迅速に提供し村民との共有化を図らなければならないということでホームページの更新を行える職員を増やすため職員向けの講習会を実施。最終的には全員が更新できるようになることが目標。
- ・現在庁内の職員の約65パーセントがホームページの情報を更新できる。
- ・広報の掲載内容の検討
- ・3チャンネルも現在の各イベントの様子を流すだけではなく、行政情報番組やニュース的な番組編成についても検討中。住民課の「風呂敷でエコバッグをつくる方法」のような情報番組。

(会長)

- ・ご意見ご質問は。

(委員)

- ・今3チャンネルの話が出たが、私の身内に視覚障がい者がいる。日吉津村に住んでいないが、文字放送など、そういう障がいを持っている方たちのための番組に対する方策という考えは入っていたのか。普通に見られる人でも一つの告知を文字ですると、人のコメントとして話すというのは受け方・伝え方が変わっていくと思うが、その辺りの方法について3チャンネルの番組制作の中で考えている部分はあるか。

(事務局)

- ・全く考えてなかった。今ご意見をいただいたので、持ち帰って課長会等で検討したい。

(委員)

- ・文字をただ流すというのではなく、音声が入る、伝える人が画面に出ている、というだけでもインパクトが違うような気がしている。その辺りを一度考えてみて欲しい。

(事務局)

- ・検討する。

(委員)

- ・関連して、火災警報器の設置が 23 年までに義務付けられているが、100 何所帯ある 65 歳以上の独居世帯などに消防団員が火災警報器をつけてもらった。何件か「つけてもらっても意味がない」と言われた家庭があった。全く耳が聞こえない高齢者世帯もあり、そのことは指摘したが、その辺りまで深く考えてもらいたい。・・・。
- ・体感式のようなもの、という話はしたが、結論は出なかった。

(会長)

- ・何かいい方法はないか。

(委員)

- ・火災警報器も条例を作って、義務付けるのはいいが、深く突っ込まなければいけないと思う。

(委員)

- ・情報の共有というのは流れているだけではだめ。それが生きていて、どういう風に作用するかということまで考えていく必要がある。普段はそこまで物事を考えて行動はしていないが、今言われたようなことで、一つ障がいがあったりすると、それが全く機能しないことがあるような気がする。自分たちも気をつけなければいけない。

(会長)

- ・第 5 条の人権の尊重の部分に「障害があるなしに関らず」と明確にうたっているから、正におっしゃるとおり。

(委員)

- ・参画と協働の指針作りというより、むしろその環境整備が本当に急がれる。関連付けて、資料 2、村の村民意見募集のところに「コメントへの個別回答は行わない、ホームページ上で回答」とあるが、個別回答ができれば、コメントを寄せた人は一番関心を持つ。先ほど情報共有の話があったが、双方向の情報交換。行政が出す一方ではなく、聞いてもらえた、回答してもらえたというのがあれば、関心を持って意欲的に参加してくれる人が増えるという気がする。この第 28 条の辺りを重点的に詰めていかなければいけない。

(会長)

- ・委員の皆さんも協働と参画についていろいろな考え方や体験を持っておら

れると思う。今のことに関連して御意見がございましたらお願いします。  
その上で行政側の答弁もお伺いします。

(委員)

- ・協働と参画についておっしゃる通りだと思う。回答をちゃんと個別に渡すと、自分の言ったことに対して回答が帰ってきたと納得する。前から言っているが、「ホームページ上で回答」、ホームページは村民の何パーセントが見られる状況にあるか。私は独居でパソコンも全然使わない。何でもホームページというのは・・・。

(事務局)

- ・パブリックコメントは広報とホームページ両方に同じように出す。都市計画はそういう風に出している。

(委員)

- ・私たちも意見を勝手に出してきた部分については回答する必要がないと思うが、募集した意見ならば個別に回答するのが礼儀だと思う。

(会長)

- ・協働と参画について他にご意見はございませんか。丁寧に答えてあげるのが参画と協働のきっかけ作りではないかということでしたが。

(委員)

- ・まだこれからの話ですが、日吉津村環境基本条例策定委員会というのを作るといことで、自治会のほうに委員を推薦して欲しいと、依頼があった。中身が分からないので、推薦しにくいというのがあり、村のホームページに何か書いてあるかもしれないと開けてみたが、そのことについては触れてなかった。できてない状態だから無理がないかもしれないが、今の状態をできるだけ広く知らせてもらえるといい。

(事務局)

- ・文章表現に誤解が生じているようだが「コメントへの個別回答は行わない」というのは、意見を出された方に直接個別の回答はしないということで、出された意見に対する村の考え方と、意見に基づいて検討した最終決定の結果というのは広く広報やホームページでお知らせしている。
- ・例えば何か意見をいただいたら、出された人の名前は伏せて、「こういう意見がありました。それに対する村の考えはこうです。その意見を再度検討した結果最終決定はこうなりました。」というところまで載せている。

(委員)

- ・みんな行政に対して意見は持っていると思うので、その意見をうまく吸い上げる状態を作って、それについて途中経過について知らせていく。提案したはいいけれど反応が見えないというのは一番やる気をなくす。慣れてきたら、3,000人ほどの村だからそんなに無茶は言わないと思う。逆に言えば、出した意見が広報やホームページに出だしたら、セーブもかかって

くと思う。その辺りが工夫できないか。

(会長)

- ・特に都市計画は利権が絡む問題があるので、直接返事をしていいのか、公にするのがいいのか判断が難しいところがある。しかし、委員さんがおっしゃったように、参画してもらうためには、意見を出してくれた方に対して直接話すというのは次のステップになるという気はする。
- ・その辺りについてどう思われるか。
- ・実施計画についても直接自分に関わりのある事業を見たら、議員はどのような活動をしたのか、賛成したのか、反対したのか、見に行ったのか、という話になるかもしれない。自分のものとして理解できるようになると、議会傍聴も増え意見も出、共同参画の見通しが深まる気がしなくもない。

(委員)

- ・環境づくりをしていったらいいと思う。

(委員)

- ・いい意見を持っていても、それを皆さんの前で発表できる人は限られていると思う。
- ・役場においても、親しかったら、「ここはああだよ、こうだよ」と言える。条例に関わる以前は、出て行って自分の意見を言おうというより「ああもういいや」という気持ちのほうが多かった。協働と参画については、自分の周りの皆さんに聞いても「条例ってなんだ」という人のほうが多い。だから環境づくりというのは、とても難しいが、しなければいけない。

(委員)

- ・難しいと思う。しかしそこまで踏み込んでいかないと、変わりようがないという気がする。

(委員)

- ・頂点のほうではいろんなことが見えるが、下のほうから頂点を見るのは難しいこと。
- ・若いお母さんたちは、今子育てのことを、年配の方は先のことを不安に思ったりしている。その中から出てくるものというのは、その時その状況の人でなければ分からないことがあると思う。その立場の人たちの意見をうまく吸い上げる方法をまず一番に考えたほうがいい。
- ・上から下を見てもなかなかわからない。下から吸い上げていくような組織作りができたと思う。意見を吸い上げて意見を聞きながら組織作りができるほうがいい気がする。些細なことでも気付かされることが多々ある。

(副会長)

- ・村内で座談会などは？

(事務局)

- ・聞く場というのは1月、2月にする行政懇談会。ただ用をなしていないと

ころがある。自治会の要望を聞く場になっている。村長、課長が並んだ中で言いたいことを言うのは、勇気がいること。

- ・行政側が冊子に基づいて説明をするので時間を費やして、質問を受けたり、意見を受けたりする時間が少ないと思われる。
- ・どういう形がいいのかという工夫、環境整備は自治基本条例ができたことによってしていかなければいけないことだと思う。

(会長)

- ・出席者のパターンが決まってしまっている。家の代表しか出てこないので座談会をしても一定の範囲で止まってしまっている。

(事務局)

- ・他市の例では、市長が秘書と二人ぐらいで団体や自治会に出て行って意見交換をするというやり方をされている。

(会長)

- ・よくあるのが出前講座。例えば「子育てについて行政の誰々今日出てきてください」と言ったら子育ての集まりに出て行って行政の説明をする。行政説明会とは全く違ったところで違った話し合いができる。

(事務局)

- ・意見を出しやすい場の環境づくりを行政も考えなければならない。

(事務局)

- ・意見を出す方法は限られているし、こちらもホームページの意見募集でメールを送っていただけようになっている。ただ周知のほうができている。「ご意見ご要望」のボタンをクリックしていただくとメールが送れるようになっている。件数は月に1件、2件。村外の方が多い。キャンプ場の問い合わせなど。
- ・県は意見に対しての対処、回答を載せている。日吉津村は個別に返信して回答している。

(委員)

- ・日吉津村にはご意見箱のようなものはまだあるか。

(事務局)

- ・東側の玄関北側に設置したが殆ど意見が入ってなかった。
- ・どんな方法なら意見が出しやすいか。

(委員)

- ・井戸端会議など。

(副会長)

- ・出せない。

(事務局)

- ・同じような目的を持ったサークルなどで井戸端会議のような中に行政職員が意見を聞きに行くという場だったら意外と出るか。

(委員)

- ・行政職員とそのグループが、いかにコミュニケーションをうまく取れているかによっても違う。知っている人なら雑談のようにしてでも話しができるが、全く知らない人に「ご意見を」といわれてもなかなか出ない。

(委員)

- ・意見に回答しようとする姿勢や、その方向に進んでいる態度を出せばずいぶん違うと思う。意見も出てくると思う。
- ・行政懇談会などで提案をしてみても返ってこないが。

(事務局)

- ・大体はその場で回答を返すようにしていると思う。

(委員)

- ・打ち返しがあるという気持ちになると、みんな参画する意欲が出てくるのでは。

(事務局)

- ・自治会をまわる行政懇談会で出た意見は、その自治会でないとわからないので、「各自治会から出た意見はこうでした、それに対する回答はこうですよ」と広く公開したほうがいい。

(委員)

- ・各地区に担当の行政職員さんはいらっしゃいますよね。コミュニティを作るときは担当の方が何度も来られた。そのようになってくるとしゃべりやすい。あまりにもオープンになりすぎて・・・というもの出てくるが。

(事務局)

- ・言いやすい人に言って回答をもらうほうが楽な場合もある。

(委員)

- ・コミュニティというやり方はいいが、自治会長さんの考え方次第で崩れることもある。
- ・コミュニティを勘違いされている方もいる。

(事務局)

- ・自治会が頑張っていたら、それもコミュニティの一つ。その辺りが理解されていない部分もあると感じる。

(委員)

- ・人権のときの小地域懇談会も話しがしやすい。村全体ということではなく、小さいところからとなると意見も出しやすい。

(事務局)

- ・このくらい的人数(12人くらい)や、これよりもっと少なくなると話しもしやすいだろうし、30、40のように人数が多くなると意見も言いにくくなってくると思う。

(事務局)

- ・上 2 のコミュニティに出たときはときはセクションでグループを作っていただけでその中に職員も入って話しをしていた。雑談もあったが、そういうものの方が意見が出やすいと思った。
- ・懇談会、座談会には大体世帯に一人が出ているので、そのの長の人が大概出られる。若い方の意見や長ではない方の意見は出されにくい。身近な意見があると思うが、座談会ではそういった細かい点は詰める場にはなっていない。
- ・何でもいいので話しやすい場があれば、そこでまとまって出た段階でどなたかがまとめて言っていただければ変わってくる。

(会長)

- ・協働参画のための仕組みづくりに向かっていくはず。スタートラインによやく立ちかけた段階なので、今後も続けていかなければならない。

#### 12月の議会傍聴について

(会長)

- ・次に 12 月の議会傍聴について事務局から。

(事務局)

- ・まだ正式に 12 月の議会の日程は決まっていない。12 月に入ると議会の運営委員会で決まる予定。例年でいうと 12 月中旬過ぎに議案質疑。テレビには映らないが、予算や条例に対して、議員さんとこちら側とが議論を重ねる。その前に一般質問。一般質問はテレビ中継もある。
- ・詳しい日程については連絡する。

#### その他

(事務局)

- ・今後の推進の補足。先ほど挙げたものは今年度するという事ではない。この中からできるものから進めていくということ。
- ・早速しなければいけないのは 24 条の子ども向けのパンフレットを作ること。条例の周知についても PR していく。
- ・広報、ケーブルテレビ、防災無線についてどれだけ見ているか、なぜ広報を見ないのか、アンケートで聞いて、村民に直接関係するように少しでも直していけたらと思っている。提供だけではだめなので共有を少しでもできるように、踏み込んでいく。全戸配布ができる形で正月くらいに。
- ・28 条 29 条についていろんな意見をいただいたので環境整備というところでの整備をしていきたい。参画と協働という言葉もまだ浸透していないので、その指針作りも含めて。
- ・コミュニティの支援についても相談相手というように職員が出て行けるように担当と話しをして進めていく。

- ・ 審議会等はできるだけ公募をしていただいて、男女の均衡を図っていく。
- ・ パブリックコメントについてもその都度要綱を定めて作っているが、それを条例化してそれに基づいて意見募集をしていくことも今後考えていく。また周知が徹底されていなくて村民からの意見が少ないということが多いと思うのでそこも含めて検討していく。
- ・ 住民投票条例も 3 月議会には上程し、4 月 1 日の施行でいきたい。

閉会

(副会長)

- ・ 少ない人数の中で日吉津村だからできることもあると思う。条例等を知らない方が多いというのも寂しい気がする。市などのように人が多いところとは違った関わりができたらいと思う。遅くまでお疲れ様でした。次回もよろしく願いいたします。